

平成27年1月から休講措置の基準が変わります！！

気象に関する警報の発表等の場合における休講措置の基準

平成26年4月1日施行

平成27年1月1日改正

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して、特別警報及び気象警報の発表等の場合における休講の措置は、次の基準によります。

なお、休講の措置については、掲示及びホームページへの掲載等により周知します。

1. 特別警報の発表による場合(新規措置)

※「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等に対し発表されるものです。

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止します。

2. 気象警報の発表による場合

(1) 休講の対象となる警報の種類：大雨、洪水、暴風又は大雪警報のいずれか

(2) 休講の対象となる警報の発表地域：(警報発表の対象地域が、キャンパスごとになりました)

対象科目	休講となる警報の発表地域
幸町キャンパスの授業科目	高松市に警報が発表された場合
医学部キャンパスの授業科目	高松市または三木町のいずれかに警報が発表された場合
工学部キャンパスの授業科目	高松市に警報が発表された場合
農学部キャンパスの授業科目	高松市または三木町のいずれかに警報が発表された場合

(3) 基準となる時刻：

【昼間の授業】

午前**6時30分**に上記の警報が発表されている場合、その日の授業は休講です。午前**6時30分**以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業は、休講です。ただし、午前**10時30分**の時点で警報が解除された場合は、午後1時以降に開始される授業を実施します。

【夜間の授業（午後6時以降に開始する授業）】

午後3時に上記の警報が発表されている場合は、休講です。午後3時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業は、休講です。

(4) 居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとします。

(5) 教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し、措置します。

3. その他非常時の場合

学部、研究科及び全学共通教育の開講科目については、学部長等が判断し措置します。

【参考】香川県下の警報発令情報の履歴は、日本気象協会ホームページ(外部リンク)から確認できます。